

# 宮城県産材を使用する住宅の新築を支援します！

## 令和3年度県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（新築住宅支援）

宮城県では、宮城県産の木材を一定以上使用して住宅を建てる場合、「みやぎ環境税」を活用し、費用の一部を助成しています。



住宅に  
宮城県産の  
木材を  
使うと…



### ◆補助金額

一般		特定災害により半壊以上罹災した住宅を再建する場合
使用材積	補助金額	補助金額
宮城県産材 1 m <sup>3</sup> 当たり	28,000円	新築住宅1棟当たり 一律500,000円
県産JAS製品又は優良みやぎ材 1 m <sup>3</sup> 当たり	8,000円	
上限500,000円		

◆申請した新築木造住宅の内装等に県産材を使用する場合、下記の補助率を乗じた金額の合計額も補助金の対象額とします。

区分	対象経費	一般		子育て世帯又は県外からの移住世帯	
		補助率	補助金額	補助率	補助金額
内装・木製品の 設備等	木工事又は木製品 設備に要する経費	1/2 以内	上限30万円	3/4 以内	上限45万円

※事業費が30万円以上のものが対象となります。

## ◆募集件数

(1) 新築住宅支援：約400件

(2) (1)に伴う内装等支援：約120件（子育て世帯又は県外からの移住世帯は40件）

- ・先着順で補助金交付申請書を受付します。
- ・応募件数が予算の上限に達した時点で、募集を締め切ります。

## ◆補助を受けるための要件（全ての要件を満たすこと）

### 1 建て主の要件

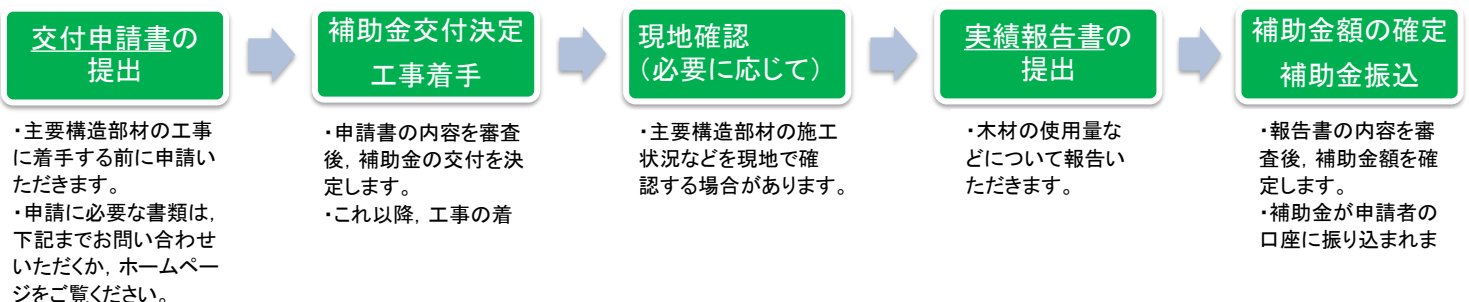
- (1) 宮城県内に自ら居住するために木造住宅を新築する方であること。
- (2) 県税の滞納のない方であること。
- (3) 建設現場を見学会などの県産材PRの場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できる方であること。
- (4) 建築基準法における建築確認済証が交付済みであること。

### 2 住宅の要件

区分	一般	特定災害により半壊以上罹災した住宅を再建する場合
対象住宅	宮城県内に自ら居住用とする木造戸建て新築住宅であること。	
施工者	宮城県内に本社、支社や支店を有し、建設業法の許可を受けている業者が施工すること。	
木材使用量	主要構造部材に宮城県産材を60%以上かつ県産JAS製品又は優良みやぎ材を40%以上使用すること。	主要構造部材に宮城県産材を50%以上かつ8㎡以上使用すること。
	「内装等の補助を申請する場合」 内装木工事に、宮城県産材を50%以上使用すること。 上記と同時に配備する木製品に宮城県産材を50%以上使用すること。	
事業の完了	令和4年3月31日（木）までに主要構造部材の施工が完了し、宮城県産材及び優良みやぎ材使用量並びに現地の確認が可能であること。 （内装等支援を申請された場合は、内装等の施工が完了し、補助対象経費の支払いが令和4年3月31日（木）までに完了すること。）	

※既に住宅が完成している場合は対象となりませんので御注意ください。

## ◆手続きの流れ



必要書類の提出先・お問い合わせ先

宮城県 水産林政部 林業振興課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL 022-211-2912 E-Mail rinsinf@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/sustainable-sintiku-top.html>

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

